

昭和廿二年六月廿日

労働省設置に伴ふ「鑛山労働行政連絡會議」  
設置の件 (昭和二二、六、一七)

従来鑛山(石炭山、及金屬山)の労働行政は厚生大臣の所管するところ、商工大臣の権限ではなかつたが、地方官廳としては、古くは鑛山監督局長、最近では地方商工局長が厚生大臣の指揮を受け、その運営に當つて来たので、生産と労働との両面は不離一體となつて極めて円滑であつたが、今般労働省が設置せられ、更に及んで鑛山労働行政の権限は地方商工局長から取り去られ、或は府縣知事、或は地方労働基準局長に属することとなつたが、従来は経緯及鑛山労働の特殊性に鑑みると、生産行政遂行上極めて支障が多いことが豫想せられる。

かかる支障を除去するたの労働省の労働基準局長は商工省から出すといふことと、人選を進めたが、G.H.Q.の意圖もあつて、民間人を充てることとなり、商工省との人事交流は中止となつた。ついでには鑛山労働行政の円滑を期するため「鑛山労働連絡會議」

(仮稱)を左記要領で労働省に設置する必要がある。

記

- 一、鑛山労働連絡會議は中央及各地地方商工局所在地に設置する。
- 二、構成員は官吏、経営者側、労働者側、及中立の各代表とする。
- 三、審議すべき事項は中央鑛山労働連絡會議において法令の制定及改廃、通牒指令の重要なるもの、地方鑛山労働連絡會議に於いては法令の施行、通牒指令等の實施等とする。